

## 軽自動車をお持ちの方へ

## 軽自動車税の納付および減免申請について

## ■軽自動車税の納付について

軽自動車税は、毎年4月1日を基準日にし、登録(車検証)の名義人に課税されます。納税通知書は、5月中旬頃に発送されますので、次の納付窓口にて納期限までに納付してください。

**納付窓口** 城里町役場会計課、桂支所、七会町民センター、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア

※PayPayアプリやクレジットカードでの納付もできます。

**納期限** 5月31日(火)

## ■軽自動車税の減免申請について

障害の程度や車両の使用状況が一定の要件に該当する場合は、申請により減免を受けることができます。

**対象車両** 次のいずれかに該当している車両

- ①. 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方が専ら使用する車両
- ②. ①に該当する方を常時介護し生計を一にする方が、①に挙げた手帳を有する方の生業、通院、通学等に使用している車両
- ③. 公益のために使用していると認められる車両
- ④. 車両の構造が専ら身体障害等の利用に供するための車両

※減免を受けることができる車両は、障害がある方1人につき1台に限られます。また、自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。

**申請窓口** 城里町役場税務課、桂支所、七会町民センター

**申請期限** 5月31日(火) 必着

※軽自動車税の減免申請は、毎年度必要です。昨年度減免を受けた方には、納税通知書に減免申請書を同封して発送します。納税通知書が届きましたら申請手続きをお願いします。

※郵送で申請をされる場合には、必ず特定記録等の差出記録の残る方法で申請してください。

**必要書類**

- ・身体障害者手帳等 ・運転者の免許証 ・納税通知書 ・車検証 ・減免申請書(申請窓口にあります)
- ・マイナンバー(個人番号)カード、マイナンバー通知カード等のマイナンバーがわかるもの

※申請書に納税義務者のマイナンバーを記入していただきます。

**問合せ** <軽自動車税について> 税務課 ☎029-288-3111(内線122・123)

<自動車税について> 水戸県税事務所 ☎029-221-6605

## 令和4年4月分からの

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当等の金額が決定しました

児童扶養手当等の金額は、物価変動に応じて改定されます。令和4年4月分からの手当額は、次のとおりです。

各種手当		令和3年度(月額)	令和4年度(月額)	
児童扶養手当	第1子(本体額)	全部支給	43,160円	43,070円
		一部支給	10,180 ~ 43,150円	10,160 ~ 43,060円
	第2子加算額	全部支給	10,190円	10,170円
		一部支給	5,100 ~ 10,180円	5,090 ~ 10,160円
	第3子以降加算額	全部支給	6,110円	6,100円
		一部支給	3,060 ~ 6,100円	3,050 ~ 6,090円
特別児童扶養手当	1 級	52,500円	52,400円	
	2 級	34,970円	34,900円	
障害児福祉手当		14,880円	14,850円	
特別障害者手当		27,350円	27,300円	
経過的福祉手当		14,880円	14,850円	

**問合せ** 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)

## 3人以上の子どもを養育する保護者の方へ 城里町次世代育成支援金のお知らせ

町では、3人以上の子を養育する保護者に対し、次世代育成支援金を支給しています。

**対象者** 18歳未満の子を養育する保護者で、次の①～③のすべてに該当する者

- ①次のア～ウのいずれか該当する者
  - ア. 出生により3人目以降の児童を養育することとなった保護者
  - イ. 3人目以降の児童が3歳に到達した保護者
  - ウ. 3人目以降の児童が6歳に到達した保護者
- ②当該出産日または当該年齢到達日の含む前後において、引き続き1年以上町内に住所を有すること。
- ③町税等の未納がないこと。


**支給金額** 対象者①のア：出生祝金 10万円 イ、ウ：子育て支援金 各10万円

**申請方法** 対象者①のア～ウの日から1年以内に、印鑑と振込口座が確認できるもの(受給資格者名義の預金通帳の写し等)を持参し、福祉こども課にて申請してください。


**申請先・問合せ** 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)

第3子以降の子を養育している保護者に

**出生祝金と  
子育て支援金** を支給します




**支給対象**




18歳未満(\*)の子のうち、第3子以降が対象  
※18歳に達した日以降の最初の3月31日まで

## 生きがいくくりや仲間づくりに、あなたも参加してみませんか？ 令和4年度 公民館講座のご案内

各公民館および七会町民センターでは、生涯学習の一環として、皆さんのこころや身体に潤いを与え、地域での仲間づくりを応援する定期講座を開講します。町内に在住または勤務している方であれば、どの講座でも受講できます。複数の講座に受講することも可能です。

新しい仲間と出会うためにも、お友達やご家族を誘って、ぜひ受講してみたいはいかがでしょうか。

申込方法等の詳細については、4月中旬に配布予定の「受講生募集」(受講申込書)の冊子をご覧ください。

### 常北公民館講座

- ・家庭菜園教室 第2・4水曜日(年16回)
- ・楽笑長寿くらぶ 第3水曜日(年7回)
- ・水戸ホーリーホック 体と脳のトレーニング教室 第1木曜日(年8回)
- ・ふるさとの歴史散歩教室 第3木曜日(年8回)
- ・ニューススポーツ教室 第1・3金曜日(年16回)
- ・おうちで手作りお弁当教室 第2金曜日(年8回)
- ・楽しい手編み教室 第2・4金曜日(年16回)
- ・実用書道教室 第1土曜日(年8回)
- ・ボディメンテナンス教室 第1・3土曜日(年16回)
- ・ワイヤークラフト教室 第3土曜日(年8回)
- ・暮らしの家庭料理教室 第2日曜日(年8回)

### 桂公民館講座

- ・スクエアステップ教室 第2・4木曜日(年20回)
- ・はじめてのハワイアンキルト教室 第2土曜日(年10回)
- ・パステルアート教室 第1日曜日(年10回)
- ・3B体操らくらくエクササイズ教室 第2・4日曜日(年20回)
- ・楽しい手ごねパンとスープ作り教室 第3日曜日(年10回)

### 岩船地区分館講座 (開館日/水曜・金曜・日曜日)

- ・エコクラフト教室 第2・4水曜日(年14回)
- ・健康歌声広場 第1・3金曜日(年18回)
- ・元気はつらつ卓球教室 第1・3金曜日(年14回)
- ・つるし雛作り教室 第1日曜日(年10回)
- ・健康ヨーガ教室 第1・3日曜日(年16回)

### 七会町民センター講座

- ・グラウンドゴルフ教室(入門) 第1・3火曜日(年13回)
- ・グラウンドゴルフ教室(悠々) 第2・4火曜日(年13回)
- ・さわやか太極拳教室 第1・3土曜日(年15回)
- ・手作りパンと楽々料理教室 第3土曜日(年9回)
- ・優しいパッチワーク教室 第3日曜日(年10回)
- ・水彩画教室 第3日曜日(年10回)
- ・楽々ストレッチ教室 第4日曜日(年10回)
- ・いきいきステップ教室 第2日曜日・第4金曜日(年18回)

- 問合せ**
- |          |               |
|----------|---------------|
| 常北公民館    | ☎029-288-5575 |
| 桂公民館     | ☎029-289-2220 |
| 岩船地区分館   | ☎029-289-4535 |
| 七会町民センター | ☎0296-88-3111 |

## マイナンバーカードを取得しよう！ マイナポイント第2弾を実施しています

### マイナポイントとは

マイナンバーカードを使って予約・申し込みを行い、指定したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の25%分(最大5,000円分)のポイントが還元される制度です。

### マイナポイント第2弾の対象者

- ①マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得される方も含む)
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方(6月頃開始予定)
- ③公金受取口座の登録を行った方(6月頃開始予定)

### マイナンバーカードの申請方法

#### 1. 窓口で

- ①本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)を持って町民課へ。
- ②交付申請書に必要事項を記入。
- ③写真撮影をする。

町民課で申請をサポートします！



#### 2. スマートフォンで

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影。
- ②交付申請書のオンライン申請用QRコードを読み取り、WEBサイトにアクセス。
- ③必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

#### 3. 郵送で

- ①交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付。
- ②返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函。



◀マイナポイントの詳細はこちら

マイナポイント 

問合せ <マイナンバーカードの申請について> 町民課 ☎029-288-3111(内線114・115)  
<マイナンバーカードの詳細について> マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

### 町長コラム

## 火災時における119番通報のお願いと 防災無線放送について



町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えしたいことを掲載していきます。

令和4年2月4日(金)、石塚地内で発生した住宅火災につきましては、被災された皆さまにお見舞い申し上げます。また、火災鎮圧のために御尽力いただきました皆さまに、心より感謝申し上げます。

日頃より、火の元には十分ご注意ください、次の点について心がけてください。

『火災を発見した方は、積極的に119番通報をすること』

火災の際には、火元となった当人は、混乱してしまい、119番通報を忘れてしまうことがよくあります。また、通行人も「119番通報は、もうしてあるだろう」と考え、結局、誰も通報せず、火災が広がってしまうことがあります。

実際に上記の火災では、出火から通報にいたるまで、30分以上が経過していたとされます。119番通報から消防車の到着までは約8分でした。早い通報が早い消火につながります。重複をおそれず、火を見かけたらすぐに119番通報をお願いします。

また、今回の火災において、皆さまから防災無線の運用方法に関するお問い合わせや、「もっと積極的にサイレンを鳴らして欲しい」などのご意見をいただきましたので、今後の防災無線放送について、次のとおり取り扱うこととします。

### 今後の防災無線放送の運用基準

- ①昼夜を問わず火災の通報を受けた場合、速やかに地区単位(常北・桂・七会)にサイレンを鳴らす。
- ②サイレン吹鳴後に、防災無線で火災の発生場所をお知らせし、消火活動の関係者以外は現場付近から離れるように(近づかないように)お願いをする。
- ③消火活動にともなう交通規制については、適時防災無線で周知する。
- ④消火活動の終了後は、速やかに防災無線で鎮火の放送を行う。

